

地方自治制度に関する主要論点（素案）

憲法第 8 章「地方自治」の構成を手掛かりに論点を整理中。

1 地方自治の基本原則（憲法 92 条、地方自治法関係）

憲法

第 92 条 地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。

（1）地方自治の本旨

- ア 総括・理念
- イ 自治体の存立保障

（2）住民自治制度

- ア 住民の権利義務のあり方
- イ 住民による統制のあり方
- ウ 住民投票制度
- エ 都市内分権

（3）国と地方の関係

- ア 国と地方の役割分担
- イ 立法上の関与
- ウ 事務執行上の関与
- エ 事務執行後の関与

2 自治体の組織に関する規律（憲法 93 条、地方自治法、公職選挙法、地方公務員法関係）

憲法

第 93 条 地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。

2 地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。

（1）代表機関のあり方

- ア 現状認識（二元代表制の何が問題か？）
- イ 憲法解釈

ウ 立法政策

(2) 規律密度のあり方

- ア 執行機関に対する規律のあり方
- イ 議会に対する規律のあり方

3 自治体の権能に関する規律（憲法 94 条、地方自治法関係）

憲法

第 94 条 地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。

(1) 行政権

(2) 立法権

- ア 自治体の専属的・優先的な立法権限及び憲章制定権について
- イ 法令と条例の関係
- ウ 義務付け・枠付けと上書き権
- エ 条例の違法性評価
- オ 広域自治体の条例と基礎自治体の条例の関係

(3) 財政権

- ア 自治体の課税権のあり方
- イ 国による財源保障（地方交付税のあり方等）

(4) 司法権

4 地方自治制度の特例（憲法 95 条、地方自治法関係）

憲法

第 95 条 一の地方公共団体だけに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない。

(1) 自治体の組織・権能の自主選択制